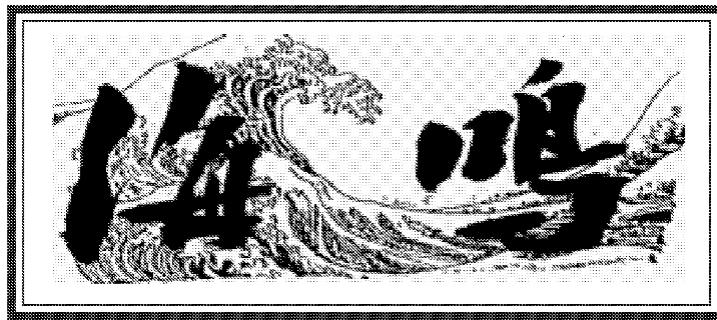




学長選考を考える (第 2 報)

今回の学長選考の結果について、職員組合人文・法・経済学部分会の組合員から寄稿して頂いた論稿(12月5日付)を掲載します。分会を越えて寄稿して頂きました組合員の方に、この場をお借りして感謝申し上げます。

学長選考・監察会議が公開した「議事概要」および教授会からの説明要請を受けて発表した三輪正明議長名の文書「学長候補者の選定について」に示されている説明に関して、公文書管理法をベースとし、本学の事例と同じく、2024年1月、意向投票第2位の候補適任者を学長候補者として選出した千葉大学学長選考・監察会議の議事録との比較によって、当該の説明の不備が明確な形で示されています。合わせて、「透明性確保」の必要性が具体的な形で示されています。結論として示された2点の要望は、教育学部教授会決議にある「具体的な説明を求める」の具体的な内容を示しているのではないのでしょうか。

今号には、組合員(教育学部分会)の意見も掲載させて頂きました。今後共、組合員に限らず、教職員の方からの寄稿をお待ちしております。

寄稿

学長選考・監察会議の記録に関する

透明性確保の要望について

—— 千葉大学の対応を参照して ——

1. 問題の所在

令和7年9月25日開催の第106回学長選考・監察会議において、学内意向投票の結果と異なる候補者が学長候補者に選定された。学内意向投票では、1位候補が882票、2位候補が420票と、2倍を超える差があったにもかかわらず、2位候補が選定された。これは学内の

民意を無視した決定と言わざるをえない。

こうした決定がなされること自体は、制度上ありうることである。国立大学法人法第12条は、学長の選考を「学長選考・監察会議」が行うと定めており(第2項)、意向投票については法律上の規定がない。すなわち、意向投票は法的拘束力を持たず、最終的な選考権限は学長選考・監

察会議にある。

しかし、意向投票に拘束されないことと、説明責任から免れることは別問題である。学内の民意を覆す決定をした以上、そのプロセスは通常以上に丁寧に説明されるべきである。そして、その説明を担保するための議事記録の作成は、公文書管理法第4条の法的拘束の下にある。意向投票には法的拘束力がなくとも、議事記録には法的義務がある。問題は、その決定過程を私たちが、あるいは将来の若い世代が検証できるかどうかにある。

大学が公開した「議事概要」(令和7年9月25日付)および「学長候補者の選定について」

(令和7年11月26日付、以下「議長説明文」)を見ると、投票結果の具体的な数字がなく、発言内容も「主な意見」として要約・整理されており、どのような議論を経て結論に至ったのか、追跡することが著しく困難である。

2. 法的枠組み

… 公文書管理法の観点から

2.1 公文書管理法第1条

(目的)

公文書管理法第1条は、その目的を次のように定めている。

「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、(中略) 国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」

2.2 公文書管理法第4条(文書の作成)

この目的を実現するため、第4条は、意思決定の過程を「合理的に跡付け、又は検証することができ」よう記録を作成する

ことを求めている。国立大学法人は「独立行政法人等」として同法の適用を受ける（同法第2条第2項、第11条）。

なお、内閣府の解釈によれば、公文書管理法第4条は「議事録又は議事概要の作成を一律に求めているものではなく、これらの資料が作成されていないことをもって直ちに公文書管理法第4条に違反するということにはならない」とされている。同時に「会議体の目的及び性格等により、議事内容を記録する必要があるか、記録する場合にどの程度詳細に記録されている必要があるかは異なる」とし、「会議体として意思決定を行うか、情報交換に留まるものか否か」を基準として示している。

2. 3 学長選考・監察会議の性格

学長選考・監察会議は、内閣府の示す基準に照らして、詳細な記録が求められる会議体に該当する。

1. 意思決定を行う会議体…学長候補者の選定という最終的な意思決定権限を持つ（単なる情報交換や諮問機関ではない）。

2. 大学運営上最重要の意思決定…学長は大学の最高責任者であり、その選考は大

学運営の根幹に関わる。

3. 国立大学法人法に基づく法定機関…法律に根拠を持つ正式な機関であり、その決定は法的効力を持つ。

2. 4 大学における意味

大学に置き換えてこの法の趣旨を考えれば、教職員・学生が主体的に利用し、検証できる記録が必要だということである。その検証結果を、将来の世代に伝える権利と義務を、私たち自身が負っている。学長選考という最重要の意思決定について、構成員が検証できないのでは、大学の自治は空洞化する。

3. 公開された文書の検討

大学は、第106回学長選考・監察会議に関して、①「議事概要（令和7年9月25日付）」、②「学長候補者の選定について」（議長説明文、令和7年11月26日付）の2つの文書を公開した。議長説明文は、「審議過程における主な意見等を詳細に記載し、新潟大学ホームページに公表することで、審議の透明性の確保、審議内容の積極的な説明を行ってききました」と自己評価している。しかし、以下に示すように、この評価には重大な疑問がある。

3. 1 議事概要の問題点

(1) 投票結果の秘匿

3回の投票について、具体的な数字が一切記載されていない。記載されているのは以下の抽象的表現のみである。

・「有効投票数に白票を加えた数の3分の2以上の票を得た者はなかった」（第1回・第2回）

・「有効投票の過半数の票を得た染矢俊幸氏が学長候補者に選定された」（第3回）

これでは、最終決定が僅差（5対4）であったのか圧倒的多数（8対1）であったのか、白票がどの程度あったのかが判別できない。9名の委員による投票結果を秘匿する合理的理由は見当たらない。

(2) 発言内容の大幅な要約・整理

5時間28分（16:00～21:28）に及ぶ審議が、「主な意見」12件と「その他意見」2件、合計14件の箇条書きに圧縮されている。これには以下の問題がある。

1. 何を「主な意見」とするかは作成者の判断に委ねられ、記録自体が一つの解釈行為となる。

2. 時系列が示されておらず、どのような議論の経緯を経

て結論に至ったか跡付けが困難。

3. 意向投票尊重派と現体制継続派の意見がほぼ同数（各5～6件）で両論併記されているが、実際の議論の比重を適切に反映しているか検証不能。

(3) 分量の不自然さ

5時間28分の審議がA4で2ページ強（約1,800字）に収められている。後述する千葉大学は、約1時間の審議でA4で4ページの議事録を公開している。本学の選考会議は5倍以上の時間をかけ、3回の投票と2回の追加面談を行ったにもかかわらず、分量は半分以下である。個々の発言を時系列で記録していれば、9～15ページになるはずであり、現状の分量は不自然と言わざるをえない。

3. 2 議長説明文の問題点

(1) 後付けの説明は議事記録の代替にならない

議長説明文は、学内からの批判を受けて2か月後（11月26日）に公開されたものである。これは会議当日に作成された議事記録ではなく、事後的な「説明」にすぎない。公文書管理法が求める「跡付け・検証可能性」は、会議時点で作成された記録によ

って担保されるべきものであり、後付けの説明文で代替することはできない。

(2) 「詳細に記載」という自己評価の妥当性

議長説明文は「審議過程における主な意見等を詳細に記載し」と述べているが、後述する千葉大学の議事録と比較すれば、この自己評価が妥当でないことは明らかである。千葉大学は個々の発言を時系列で記録し、投票結果も「8票・6票・0票・白票0」と明記している。これが「詳細」の具体的水準である。

(3) 検証不能な主張

議長説明文は「各委員がそれぞれの考えに基づき熟慮を重ね、5時間を超える議を尽くし」と述べている。しかし、その「熟慮」や「議を尽くした」過程を検証できる記録が存在しない以上、この主張は検証不能である。主張の正当性を示すためにも、詳細な議事記録の公開が必要である。

4. 千葉大学との比較

千葉大学は令和6年1月25日の学長選考・監察会議において、学内意向投票の結果と異なる候補者を選出した。学内からの批判を受け、同大学は詳細な

議事記録を公開した。同種の事案において、同種の機関が、どのような記録を公開したかは、「跡付け・検証可能性」の具体的水準を考える上で重要な参照点となる。

項目	千葉大学	新潟大学
会議時間	約1時間	約5時間28分
投票回数	1回	3回
議事記録の分量	A4で4ページ	A4で2ページ強
発言者の匿名化	あり	あり(同条件)
投票結果の数字	完全公開 (8票・6票・0票・白票0)	秘匿
発言内容の記録	個々の発言を時系列で記録	「主な意見」14件に圧縮
議論の流れ	時系列で追跡可能	話題ごとに再構成
事後説明文の有無	不要(議事録で完結)	2か月後に追加公開

両大学とも発言者を匿名化している点は同条件であり、匿名

化と詳細な記録は両立可能である。千葉大学の対応は、学長選考・監察会議という会議体において「跡付け・検証可能性」を確保するための具体的水準を示している。新潟大学の議長説明文が「詳細に記載」と自己評価していることは、この比較に照らして妥当性を欠く。

5. 「跡付け・検証」が困難な事項

現在公開されている議事概要および議長説明文からは、以下の点を「跡付け・検証」することができない。

- ・各回の投票で各候補者が何票を得たか(僅差か圧倒的多数か)
- ・白票がどの程度あったか
- ・議論の過程で委員の意見がどのように変化したか
- ・学内意向投票の結果(882票対420票)を覆すに至った具体的な論理展開
- ・「主な意見」として整理されなかった発言の内容
- ・「熟慮を重ね、5時間を超える議を尽くし」(議長説明文の実態)

6. 結論と要望

公文書管理法は、公文書を「健

全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置づけ、「現在及び将来の国民に説明する責務」を果たすことを目的としている。内閣府の解釈によれば、会議体の性格に応じて記録の詳細度は異なるとされており、学長選考・監察会議は「意思決定を行う会議体」として詳細な記録が求められる類型に該当する。

大学が公開した議事概要および議長説明文は、「審議の透明性の確保、審議内容の積極的な説明」(議長説明文)という自己評価にもかかわらず、千葉大学の議事録と比較すれば、「跡付け・検証可能性」において著しく劣る。後付けの説明文は議事記録の代替にはならず、「詳細に記載」という評価も妥当性を欠く。

大学に置き換えれば、教職員・学生が主体的に利用し検証できる記録が必要であり、その検証結果を将来の世代に伝える権利と義務を私たち自身が負っている。

以上を踏まえ、私たちは以下の2点を要望する。

1. 3回の投票における各候補者の得票数・白票数の公開
2. 個々の発言内容の時系列での記録の公開(発言者の匿名化は千葉大学同様に許容される)

学長選考は、大学運営上最も重要な意思決定である。その過程を教職員・学生が検証できることは、大学の自治にとつて不可欠である。千葉大学と同等の透明性確保を強く求める。

以上



議事概要と議長説明を読んで

(1)すでに指摘されている通り、意向投票の結果は、現在の大学執行部による大学運営に対して、教職員が示した「不信任」の意思表明である。すでに公示(2025年8月29日)されている通り、第一位となった選考候補者(小野寺理候補)は、投票総数1,515票の内、過半数に当る882票を獲得している。この数は、第二位の候補者(染矢俊幸候補)の獲得した票数420票の約2.1倍にあたる。特に注

目すべきは、医歯学系、医歯学総合病院、大学本部の常勤職員を含め、ほとんどの組織において、第二位を上回る票数を獲得している点である。なお、唯一の例外は「大学本部の常勤役員及び常勤教員」であり、染谷候補12票に対して、小野寺候補11票であった。

これに対して、学長選考・監察会議は、現在の大学運営の「持続性・継続性」を重視する立場から、現執行部のメンバーを学長候補者として選定した(国立大学法人新潟大学学長候補者の選定について(公示)、2025年9月26日)。これは意向投票の結果に真つ向から対立する結果である。そのような結果を出した以上、その根拠・理由に関して、大学構成員に対して説得的な説明が必要になることは論を待たない。

中央教育審議会は、「国立大学法人等における学長選考」に関して次の見方を示している。

「重要なことは、意向投票の結果はあくまで参考の一つであり、学長選考会議がその権限と責任において学長を最終的に決定すべきということである」(大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)「平成26年12月)。

しかしながら、今回の学長選

考において、意向投票の結果がどのように「参考」にされたのか。この点は依然として不明確なままである。この状態が克服されない限り、選挙会議は「権限」を行使するに止まり、「責任」を果たしていないのではないかと、非難を免れることはできない。

上記の「審議まとめ」に指摘されている通り、われわれは、「大学運営において学長に求められる役割に照らして、その選挙方法が十分に適切なものかどうか、慎重に吟味する必要がある」。

(2) 三輪正明議長の説明(「学長候補者の選定について」2025年11月26日)は、今回の選挙が合理的であり適切であったとする立場からの説明に終始している。選挙過程の全体を、教職員による検証が可能な形で、具体的な事実によって示そうとする姿勢が感じられない。総計3回も実施したとされる投票の結果が示されていないことはその端的な現れであろう。まともな議論しなかったことによる自信の無さ、数で押し切ったことに對する後ろめたさの故であろうか。投票の結果を示さないで、なぜ、「審議の透明性の確保」などという言葉を使うことができるのか。強い疑問を感じる。

(3) この点に関連して、意向投票の結果が報道され、広く国民に知られることについて、「数字の独り歩き」として警戒する発言が紹介されている(第106回学長選挙・監察会議議事概要(2025年9月25日))。この発言は、この会議の閉鎖性、格を端的に示しているように見える。

(4) 議長の説明には、今回の選挙会議に関して、「熟慮を重ね、5時間を超える議論を尽くし」、「慎重に検討」、「厳正なプロセス」等の言葉が並んでいるが、説明内容、示されている事実の貧弱さに起因して、あまりにも空しく聞こえる。教職員による「深いご理解」など全く不可能であろう。最後には、「大学全体が一体になり大学改革を進めていただくことに期待したい」と記されている。三輪議長は、「知を創造しうる風土作りの実現に資する者」(経営協議会から選出する学長選挙・監察会議委員の選考に関する基本方針)2022年6月の一人として、このような期待が実現されると本気で考えているのであろうか。大学運営に関する認識の不充分さを露呈した言葉であると言わざるを得ない。

(5) 「議事概要」には、「候補者を評価する上で特に学外委員は情報が不足している」との意見が記されている。この「意見」は大変貴重な意見である。今回の選挙・監察会議の信頼性に深刻な問題が存在することを、学外委員自らが白状しているからである。

そもそも、今回の会議において、経営協議会から選出された委員(学外委員)は5名であり、この数は教育・研究評議会からの選出委員4名を1名上回る。経営協議会からの選出委員は、数における優位性に加え、「候補者に関する情報が不足している」状態、「候補者を評価」したことになる。たとえ1名であったとしても、学長選挙という重要な任務を責任を持って果たすために必要不可欠な情報を欠落させた形で、この会議に出席し、票を投じた委員がいたとすれば、それは極めて重大な問題である。この点からも会議および当該委員の責任が問われる。

(6) 意向投票の日時設定について、例えば、附属病院の看護職員からは、「現在の勤務体制では投票に行けない」との声も聞かれる。この点を含め、意向投票の投票率については原因・理由に関する調査と検討が必要である。少なくとも、それを怠ったまま、投票率の低さを口実として、意向投票の結果を軽視すること、意向投票廃止に向けた議論へと進むことは決して許されない。

お知らせ

教育分会定期総会

日時：12月26日(金)

18時00分～19時30分

オンラインも併用します。終了後、忘年会も予定しています。多くの組合員のご出席をお願いします。詳細につきましては後日ご連絡します。

新潟大学職員組合主催

「学長選挙を考える」

日時：12月17日(水)

18時00分～20時00分

場所：総合教育研究棟

E260教室

オンライン参加をご希望の方は、こちらから登録ください。登録後、Zoomのアドレスとパスワードが表示されます。

登録フォーム：・

<https://forms.gle/misBurrAC7E2NKK69>

TE2NKK69



お問い合わせ先：・

新潟大学職員組合

電話：025(262)6096

メール：・ union@nigata-u.ac.jp

union.sakura.ne.jp

活動日誌・予定

10月

30日(木) 引継ぎ、第1回執行委員会

委員会

11月

10日(月) 学部長挨拶

20日(水) 第2回執行委員会

12月

9日(火) 職員(学務係、総務係)との懇談会(第1回)

11日(木) 職員(技術部)との懇談会(第2回)

15日(月) 第3回執行委員会

26日(金) 定期総会・忘年会

キャンパスの風景



解体工事が進む生協第2食堂。解体されるのは建物だけなので、しょうか。(編集：岡野 勉)

